

受付	※令和 年 月 日
会員番号	※

## 愛媛県ライフル射撃協会入会申込書

愛媛県ライフル射撃協会長 殿

令和 年 月 日

氏名 ⑩

本籍			
現住所	〒		
フリガナ		男・女	電話 ( )
氏名			
メールアドレス			
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( 才 ) 西暦 ( ) 年		
勤務先名 (学校名)		電話	( )
勤務先住所 (学校住所)	〒		
会員種別	A 会員 ( 一般・学生・生徒 ) 日ラ及び愛媛県ラに入会する者 B 会員 ( 一般 ) 愛媛県ラにのみ入会する一般 C 会員 ( 学生・生徒 ) 愛媛県ラにのみ入会する学生・生徒		
帰省先 (学生のみ)	〒	電話	( )
紹介者		所持銃器	LB・SB・AR・AP・HR・BR・BP CP・FP・SP

- 注) 1 会員種別欄は A,B,C 及び ( ) 内の文字に○印を記入してください。  
2 入会金・年会費などは、入会の時納入してください。  
3 西日本大会以上の出場希望者やライフル銃を所持しようとする者、初段以上の段級審査を受けようとするものは A 会員として入会してください。  
4 ※印の場所には記入しないでください。

### 誓約書

私は、愛媛県ライフル射撃協会会員として、入会後は会則を遵守いたします。  
射場においてはルールを守り、楽しく射撃をすることを誓います。

氏名 ⑩

# 愛媛県ライフル射撃協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、愛媛県ライフル射撃協会（略称 E・R・A）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、愛媛県松山市萱町5-55 サークパス萱町805（菅成徳方）に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は愛媛県内の個人及び市町村ライフル射撃協会を統轄する団体とし、健全なライフル射撃競技の普及および振興を図り、広く県民の間にフェアプレイの精神と質実剛健の気風を養い、スポーツ文化の発展に資することを目的とする。

2. 本会は愛媛県内の個人及び市町ライフル射撃協会を代表して、公益社団法人日本ライフル射撃協会、公益財団法人愛媛県体育協会及び公益財団法人松山市体育協会に加盟する。

(事業)

第4条 本会は、上記目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ライフル射撃競技に関する諸計画を主催し、関係法令及び射撃の技術を指導する。
- (2) 各種ライフル射撃競技を主催又は後援する。
- (3) ライフル射撃施設の調査研究及び射撃場の建設並びに整備改善を行う。
- (4) ライフル射撃に必要な銃器、用具及び弾薬の推薦指導を行う。
- (5) ライフル射撃の宣伝、啓蒙および指導督励を行う。
- (6) 公認審判員及び射撃指導員の講習会を開催し、競技会の公正を期し、後進の指導を行う。
- (7) 会員の段級審査記録会、スポーツ教室を開催し、公益社団法人日本ライフル射撃協会に公認登録の申請手続きを行う。
- (8) ライフル射撃を通じて青少年の指導育成に努める。
- (9) その他、本会目的遂行に必要な事業を行う。

2. 本規約によるライフル射撃とは次の銃砲を使用する標的射撃をいう。

- (1) スモールボア・ライフル
- (2) ラージボア・ライフル
- (3) ピストル
- (4) エア・ライフル
- (5) エア・ピストル
- (6) ビーム・ライフル
- (7) ビーム（デジタル）・ピストル
- (8) 古式銃
- (9) その他小銃

## 第3章 組織及び会費

(構成員)

第5条 本会は、県内のライフル射撃団体、同好者及び賛助会員を持って組織する。

2 本会に入会しようとするものは、主旨及び目的を理解のうえ、所定の入会申込書に氏名を記載して押印するか、または署名して申し込みしなければならない。

(会費等)

第6条 本会の会員は、入会金及び年会費を納入しなければならない。

## 第4章 役員

(役員構成)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監査 2名
- (8) 事務局長 1名

( 名誉会長等 )

第8条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 名誉会長 2名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 参与 若干名

( 役員の選考方法 )

第9条 会長及び監査は、総会で指名された選考委員会で候補者を選考し、総会出席者の過半数の賛同を得て選任する。

- 2 副会長及び理事長は、会長が常任理事会の承認を得て指名する。
- 3 副理事長、常任理事、理事及び事務局長は、会長の指名とする。
- 4 名誉会長、顧問及び参与は、会長が常任理事会に諮り、同意を得て委嘱する。

( 役員任期 )

第10条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 役員が任期満了前に欠けたときは、会長が常任理事会の承認を得て後任者を任命する。この場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

( 役員任務 )

第11条 会長は、会務を総理し、各会議の議長となり本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、本会運営に関する事項を審議し、本会の実務を処理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 常任理事及び理事は、本会運営について重要事項を審議し、会務を処理する。
- 6 監査は、会計を監査する。
- 7 事務局長は、会長を補佐し、本会の庶務及び会計の事務を行い、会務の執行に当たる。
- 8 名誉会長、顧問及び参与は、重要事項について諮問に応ずる。

## 第5章 会議

( 会議の種類 )

第12条 本会の会議は、通常総会、臨時総会、常任理事会及び理事会の4種とする。

- 2 通常総会は、毎年度決算期終了後3か月以内に会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員総数の3分の1以上の請求があったときは、これを開催する。
- 4 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 5 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事及び監査をもって構成し、必要に応じて開催する。

( 会議の審議事項 )

第13条 通常総会等における審議事項は、次の通りとする。

- 2 通常総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 前年度の事業報告と決算の承認
  - (2) 本年度の事業計画と予算の決定
  - (3) 役員を選任
  - (4) 規程の制定及び変更
  - (5) その他、会長が必要と認めた事項
- 3 臨時総会は、通常総会決議案件のうち、緊急を要する事項を審議する。

- 4 常任理事会は、理事会に提案すべき議案、その他、会長が必要と認めた事項を審議する。
- 5 理事会は、次の事項を審議する。
  - (1) 通常総会に提出する議案
  - (2) 通常総会の議決を要する案件で、委任を受けた事項
  - (3) その他、会長が必要と認めた事項

( 会議の成立要件 )

- 第14条 本会の通常総会は会員の過半数、役員会は役員数の過半数の出席で成立する。  
なお、前記会議は、委任状も出席人員とみなす。
- 2 議事は、出席会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

## 第6章 会計

( 経費 )

- 第15条 本会の経費は、会費、寄付金その他をもってこれに充てる。

( 会費の納入 )

- 第16条 会費は、毎年度が始まる前の3月31日までに会費を納入しなければならない。

( 会計年度 )

- 第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

## 第7章 表彰、退会及び除名

( 表彰 )

- 第18条 本会の趣旨に添い、特に功労があると認めた者は、会長がこれを表彰する。

( 退会 )

- 第19条 本会を退会しようとするときは、理由書、会員証を添えて届出しなければならない。  
ただし、退会者は未納会費を納入し、納入済の会費は返納しない。

( 除名 )

- 第20条 会員が規約に違反し、又は著しく本会の名誉及び信用を傷つける行為をし、或いはそのおそれが明白なとき、又は会費を滞納したときは、理事会の決議により除名することができる。

## 第8章 補則

( 委任 )

- 第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、昭和45年3月25日から施行する。

附則

この会則は、平成27年5月23日から施行する。

## 愛媛県ライフル射撃協会 入会金及び年会費

### <入会金>

	日ラ入会金	県ラ入会金	合計
正会員	¥10,000		¥10,000
普通会員(一般)	¥ 5,000	¥10,000	¥15,000
学生	¥ 1,000	¥ 2,000	¥ 3,000
生徒(高校生以下)	¥ 500	¥ 1,000	¥ 1,500

### <年会費>

	日ラ年会費	県ラ年会費	合計
正会員	¥50,000		¥50,000
普通会員(一般)	¥10,000	¥ 10,000	¥20,000
学生	¥ 3,000	¥ 5,000	¥ 8,000
生徒(高校生以下)	¥ 1,000	¥ 1,000	¥ 2,000
団体		¥10,000	¥10,000
会員1名につき		¥ 5,000	+ ¥ 5,000×人数
(日ラ移籍手数料)	¥ 500		¥ 500
賛助会員		¥3,000/口	¥3,000/口

日本ライフル射撃協会登録会員以外の方は、県ラ会費のみです。

振込先: 伊予銀行 石井支店 普通預金

名称: 愛媛県ライフル射撃協会

口座番号: 1 1 8 5 8 9 3

平成26年4月1日より施行する。